

障害等のある入学志願者の事前相談について(概要)

【申請の流れ】

STEP1

ホームページで事前相談の流れ等を確認

STEP2

申請に必要な書類を提出

STEP3

決定通知書の受領
(個別テスト等当日に持参)

※事前相談の申請期間は、原則として各選抜区分の出願期間開始日の14日前までとします。(学生募集要項をご参照ください)

※事前相談の内容によっては、本学での受験までに対応が間に合わず、希望する配慮が講じられない場合がありますので、できるだけ早い時期に申請してください。

※出願を予定している複数の選抜区分・学部について同時に事前相談を行う場合、申請内容が同一であれば、事前相談書やその他申請書類等は1部のみ提出で差し支えありません。

※申請書類等受領後、内容等の確認のため、申請者へ問い合わせを行う場合があります。

【申請者又は志願者】

STEP1

ホームページで事前相談の流れ等を確認

ホームページで本フロー図をご覧いただくとともに、申請書類等を確認・準備してください。提出前の事前連絡は不要ですが、ご不明な点があれば学生部入試課へメールでお問い合わせください。

STEP2

申請書類等の提出
(郵送)

- ①事前相談書
- ②医師の診断書
- ③その他参考書類(障害者手帳の写し等)
- ④大学入学共通テスト「受験上の配慮事項決定通知書」の写し(該当者のみ)

※①及び②については、本学ホームページで様式例を確認のうえ、作成・提出してください。

ただし、②については、大学入学共通テストでの申請時に取得したものがあれば、その写しでも差し支えありません。

STEP3

決定通知書の受領

各選抜の検査当日に必ずお持ちください。

申請書類等

決定通知書

【鹿児島大学】

お問い合わせ対応

ご不明な点のお問い合わせに対し、学生部入試課担当職員がメールで回答いたします。

申請受付

鹿児島大学内での協議

申請内容に基づき、出願を予定している学部の担当係、障害学生支援センター、保健管理センター医師などが協議を行います。

決定通知書の送付